

「伝説」と結びつき理解してきた場所としての遺跡

HISTORIC SITE AS A PLACE THAT HAS BEEN UNDERSTOOD IN CONNECTION WITH “LEGEND”

山川 志典（静岡県富士山世界遺産センター）

YAMAKAWA YUKINORI (THE MT. FUJI WORLD HERITAGE CENTRE, SHIZUOKA)

遺跡 / HISTORIC SITE 民俗 / FOLKLORE 伝説 / LEGEND
地域遺産 / LOCAL HERITAGE
遠野遺産 / TONO HERITAGE

1. はじめに

筆者はこれまで、各自治体が独自に設計・運営をしている文化遺産保護制度を地域遺産制度とし、その実態や役割について研究をしてきた¹⁾。また、その一方で民俗学的な関心から、各地の伝承と文化遺産保護制度との関係や保護実態に関する研究にも取り組んできた²⁾。これらは、国際社会、国家、地方自治体と住民といった主体が、なにを文化遺産として価値付け、どのように伝える・遺しているのか、そして伝えていく・遺していくのかという関心に基づくものである。

本稿では、今回の研究会企画趣旨に述べられた「遺跡は地域住民にどのように伝わってきたのか」という問いかけに、民俗学における「伝説」の捉え方をふまえ、遺跡を「伝説」と結びつき理解してきた場所として捉える視点を提示する。

その上で筆者が調査を続けている地域遺産制度のうち、岩手県遠野市の遠野遺産認定制度を事例として、「伝説」と結びつき理解してきた場所としての遺跡の継承の可能性について考えてみたい。

2. 「昔話」「伝説」「世間話」

民俗学は、「民俗」を研究する学問分野であると考えられているだろう。また、その研究対象としては祭礼行事、郷土芸能、信仰、民具などを想起される方も多いのではないか。民俗学の研究対象は相当に広く、民俗研究者の間でも常に議論が重ねられている。しか

し、日本民俗学がかつては「民間伝承の学」とも言われていたように、一般の人びとが暮らしの中で伝えてきた「もの」や「こと」に注目をしてきたことは、概ね共通理解がなされているかと思われる。そのうち、民間説話あるいは民話としてまとめられる、民間に口頭で伝承してきた散文形式の物語について、日本民俗学では、柳田國男の分類をふまえて、「昔話」「伝説」「世間話」の3つのジャンルを設けて研究が展開してきた。これは、話には意味や機能に違いがあると考えられたためである。本稿では、地域で伝えられてきた話について考えていくために、まず、この3つのジャンルについて紹介していきたい³⁾。

まず、「昔話」だが、「むかしむかし、あるところに」「むかす、あたたずもな」といった語り始めの句や「めでたしめでたし」「どんとはれ」のように語り納めの文句があり、さらには聴き手に相槌を求めるといった、語り方に一定の形式がある。そして、「むかしむかし、あるところに」というように、話の舞台は「いま、ここではないところ」となる。そのため、例えば猿蟹合戦のように、動植物が人間と同じような生活をしていたり、全く人間が登場しない話であったりしても、フィクションとして話し手と聞き手には共有され、娯楽として楽しまれる話とされる。

つぎに、「伝説」は、「昔話」のような語り方の形式は持たない。一方で、「大同二年に弘法大師がこの土地に来た時に噴出させた温泉」「源頼朝が富士の巻狩りの際に腰をかけた石」のように、具体的な人物など⁴⁾や時間が示され、歴史上の出来事として具体的な地域

にある「もの」(地形、樹木や岩石あるいは山川や池泉などの自然物、社寺や石碑など) や「こと」(祭礼行事、芸能、～～をする (あるいはしてはいけない) 決まりがあるといった俗信など) に結びつき、その「もの」や「こと」⁵⁾ がある場所で、「ある程度まで信じられている」⁶⁾ ことを前提に話される話とされる。

最後に「世間話」についてだが、「伝説」と同じく、語り方の形式を持たない。しかしながら、その内容については「伝説」が過去のある時点の出来事であることにに対し、「世間話」は、話し手と聴き手と同時代の身近な場所（例えば、通学している学校や公園といった日常的に使用する場所や渋谷スクランブル交差点、上野駅といったようなよく知られた場所）で身近な人に（友人、友人の友人、近所の○○さんといった比較的近しい人物やリアルタイムで活躍している著名人）に関する話で、経験談のように本当に起きた出来事と信じられる話である。具体的には、「話し手と聴き手の共通の知り合いが狐狸妖怪に会った話であるとか、地域の異能者・奇人変人の話題や同時代に起きたり体験したりした災害の話題等」⁷⁾ であるとされる⁸⁾。

以上を整理すると、「昔話」「伝説」「世間話」のうち、「昔話」は、いまここではないところを舞台とした架空の話であり、信じられていない（信じることを前提としない）という点で、「伝説」「世間話」とは異なる。「伝説」と「世間話」の違いとしては、出来事が発生した時間にあり、「伝説」が過去に起きた出来事であることに対し、「世間話」は話し手や聴き手と同時代の出来事である。そして、とりわけ「伝説」は、それにまつわる「もの」や「こと」と共に伝えられ、その「もの」や「こと」のある場所で比較的長く伝えられている点が、一過性を持ち流行り廃りのある「世間話」と異なる点といえる。

3. 「伝説」の捉え方

上述したように、「昔話」「伝説」「世間話」のうち、「伝説」は歴史上の出来事として具体的な「もの」や「こと」に結びつきそれがある場所である程度まで信じられているという特徴を持つ。そのため、「○○が

あったとされる場所を掘ったら実際にそれらしき物が出てきたので、あの伝説は本当だった」とか、「神社の創建について伝説では平安時代に建てられたとされるが、文献や遺構を調べると鎌倉時代で、平安時代に建てられたという話は後世の創作である」といったように、特に近代以降、歴史学や考古学が発展するに伴い、実際にあったかどうか、あるいは内容がどこまで事実であるのか、その真偽を問われ、確かめられる存在となつた。それでは、実証性に欠ける「伝説」は、間違つた、あるいは嘘の「歴史」としてしか捉えられないであろうか。

民俗学者で長年「伝説」研究分野を牽引してきた小池淳一は、「伝説」の研究史をまとめる中で次のように述べている。

伝説は歴史ではない。しかし、幾つかの留保あるいは前提を確認しつつ考究を進めることで人類学的もしくは民俗学的な歴史像を構築していく際の有力な材料となる。その際には事物と強固に結びつき、それを希求する言説としての伝説の性格を強く意識する必要がある。(拙稿「〈伝説〉と〈歴史〉」『岩波講座日本文学史(第一七巻)』、一九九六年⁹⁾ 年等を参照。) このことは、伝説は歴史の贋造物もしくは不十分な歴史であるという観念を逆手にとらえ、伝説の存在意義にまでたどり着く重要な視点であった。¹⁰⁾

小池が述べるように、「信じられてきた話」である「伝説」が持つ、事物を希求する言説という性格をふまえることで、「もの」や「こと」と結びつき伝承されてきた「伝説」の成り立ちや変遷にも目を向けることができる。そして、そこからは、「伝説」が結びついた「もの」や「こと」のある「場所」が、どのような存在であったのかという、その「場所」と人びとの関係をうかがうことができると考えられる。

また、過去に出来事が起きた場所で、遺構や遺物が見つかっている、あるいはあるとされる遺跡には、歴史学の観点から実証された内容とは異なる「伝説」的な話が伝えられていることもある。

例えば、民俗学者の室井康成は『首塚・胴塚・千人塚 日本人は敗者とどう向き合ってきたのか』(洋泉社、

2015)において、日本各地の首塚・胴塚・千人塚を扱っているが、一人の人物の首塚がいくつもあったり、ほぼ当人が埋葬されていないことが分かっていたりする塚もある中で、「塚の歴史的真質がどうであれ、そのいわれを説く伝承からは、これを語り伝えてきた人々の、過去の戦死者に対する想いを汲み取ることができると考える」¹¹⁾という視座を示している。

室井が塚にまつわる「いわれ」を人びとの「死者に対する想い」を汲み取る存在として扱おうとしたように、遺跡に伝わる「伝説」そのものに着目することで、「伝説」と結びつき理解してきた場所としての遺跡という捉え方が立ち上がってくると考えられる¹²⁾。

4. 「伝説」と結びつき理解してきた場所

それでは、「伝説」と結びつき理解してきた場所について、岩手県遠野市の事例を紹介したい。

(1) 角助の墓

遠野市には、民俗芸能が多く伝わっている。そのなかでもシカの頭部を模した鹿頭が特徴的なしし踊り¹³⁾は、現在でも10以上の団体がそれぞれのしし踊りを継承している。その中の一つ、遠野市松崎町駒木地区に伝わる駒木鹿子踊り（図1）は、江戸時代の初めに角助という人物が始めたとされている¹⁴⁾。その駒木鹿子踊りの祖となった角助の墓が、同地には伝わっている（図2）。墓近くに設置された看板には、

しし踊りは、遠野を代表する民俗芸能です。種



図1 駒木鹿子踊り¹⁵⁾

ふくべ、子おどり、仲太鼓、太刀振りの30人をしたがえ、12頭のしづが乱舞する豪壮さが観客をひきつけます。角助は江戸時代のなかごろ、遠州掛川（静岡県掛川市）で、しし踊りをみて、そのすぐれた点をとりいれ「駒木しし」を完成した舞い手、振りつけ師として語りつながってきた人です。

と紹介されている。今日でも、駒木鹿子踊りを伝える人びとは、角助のことを大切にしており、墓の前で鹿子踊りを奉納している。

(2) 羽黒岩と羽黒堂

遠野市綾織町新里の山中にある出羽神社境内の羽黒岩（図3）は、高さ約9mの巨石である。羽黒岩に至る登り道の入り口に立てられた案内には、

この上に高さ約9メートルの巨石があります。矢立松と、おがり（丈）くらべをしたところ、石の分際で樹木と争うなどけしからんと天狗に下駄でけられ、上の部分が欠けた岩の話は『遠野物語拾遺』第10話にのっています。矢立松は、坂上田村麻呂がエゾの宮武を射た矢の鏃がくいこんでいるといわれた松です。羽黒権現を祀っていたこのあたりは、羽黒山伏の先達たちが矢立の行事をおこなっていた祭場だろうと推測されます。

と、羽黒岩についての伝説を紹介している¹⁷⁾。羽黒岩の前には羽黒堂（図4）が建てられており、この羽黒堂も坂上田村麻呂がこの地で権現を祀ったことが起源とされている。現在でも地域の信仰の場として、堂にこもる夜籠り（堂ごもり）をはじめとした行事が行われている。



図2 角助の墓¹⁶⁾

(3) 太郎淵

(図5)は、遠野市松崎町光興寺の太郎淵である。太郎淵にも看板が設置されており、

「川には河童多く住めり。猿ヶ石川ことに多し」と遠野物語に記されるように、この流域には河童の伝説が多くある。光興寺の淵に太郎と言う河童が住んでいて、洗濯など水仕事に来る集落の女達をのぞきに来てはいつも悪さをして困ったと言う。また、この淵の下方にも淵があって、太郎河童に言い寄る女河童が住んでいたと言われた処である。今でも太郎淵、女ヶ淵といい二匹の河童が住むと言われている。(遠野物語・第五五話)と『遠野物語』に関連して当地のカッパの伝説¹⁸⁾を紹介している。太郎淵自体は猿ヶ石川の河川改修の際に整備がなされ、陶製のカッパの置物が置かれたり東屋が建てられたりなどされている。

角助が鹿踊りを伝えたこと、岩と木が背比べをして天狗に蹴られたこと、坂上田村麻呂が遠野を訪れ祈願をしたこと、猿ヶ石川にカッパが住んでいること、これら的话は人から人へと語り継がれてきた部分が多く、

どこまで本当にあった出来事なのかは掴みづらい。しかしながら、鹿踊りを舞う場所となっていたり、信仰の場所となっていたり、あるいは「伝説」を伝えるために整備されていたりと、現在を生きる人びとにとつて重要な場所として関わりを持ちながら伝えられている場所とみることができる。

5. 「伝説」と結びつき理解してきた場所の保護—地域遺産制度の可能性—

このように、「伝説」と結びつき理解してきた場所は、地域の文化を知る上で重要な存在と見て取れるが、文化財保護法や各自治体の文化財保護に関する条例においては、「伝説」を評価して保護の対象とすることには慎重であった。しかしながら、近年各自治体が独自に制度設計をし、地域の文化遺産の保護に取り組む地域遺産制度の中には、「伝説」と結びつき理解してきた場所について価値づけをし、保護を可能としているものがみられる。先ほど紹介した3つの事例は、遠野遺産認定制度という遠野市独自の地域遺産制度によって「遠野遺産」に認定されている。

遠野遺産認定制度とは、遠野市が「遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”」¹⁹⁾を遠野遺産として認定し、住民による保護活動を支援する制度である。平成19年(2007)より開始し、令和2年(2020)10月までに15回の認定がおこなわれ、現在計161件が遠野遺産に認定されている。

遠野遺産認定制度の特徴は、遠野遺産の推薦・認定方法にある。



図3 羽黒岩



図4 羽黒堂



図5 太郎淵

まず、遠野遺産の認定対象は、「遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”で、市民が認める次世代に残していきたい全てのもの（建造物・史跡・名所・芸能・風習・食文化・自然・風景など）」²⁰⁾である。一見すると文化財と同じ対象とも見受けられるが、「市民が認める」とあるように、住民が推薦や認定に関わることで、文化財保護制度とは異なる把握や価値づけがなされていることが指摘されている²¹⁾。

具体的には、推薦は遠野市内の住民団体（自治会や保存会など）からなされ、認定の審議も市民の代表者が多くを占める遠野遺産認定委員会によってなされている。これは、行政担当者や専門分野の研究者が中心となり推薦・指定する従来の文化財保護制度とは異なっている。

結果として、住民が対象をどのような存在として捉えているのかをふまえた認定がなされている。

例えば、「神社」を文化財として指定する場合は、その社殿の建造物としての価値（建築史上の位置付けや構造状況など）を評価することになる。しかしながら、遠野遺産においては、日々の信仰の場として大切であるという理由で推薦がなされ、それが価値として評価されて認定されているのである。よって、信仰の場として認識されている「社殿とご神木」が一緒に1件の遠野遺産に認定されるなど、複数の「もの」や「こと」が一体となった遠野遺産も多くみられる。

事例としてあげた角助の墓は、駒木鹿子踊りと共に「角助の墓と駒木鹿子踊り」として1件の遠野遺産として認定されている。また、「羽黒岩と羽黒堂」も1件の遠野遺産である。

人びとは過去から現在に至るまで、「伝説」を伝えながら、その場所を「重要な場所」として受け止め、関わりを持ち、それを文化遺産として遺そうとした様子がうかがえる。

遠野遺産認定制度にみられたように、地域遺産制度には、住民による推薦や認定、認定後の保護の取り組みといった、住民の関与を意識した制度設計がなされているという特徴がある²²⁾。そこでは、住民からの「もの」や「こと」へ向けられた思いがうかがえ、文化遺産として守り伝えていきたいという動機となる関

わり方がみられる。「伝説」が語り継がれてきた場所もまた、その対象として認識され、継承活動にも結びつく可能性を有していると捉えられるのではないか。

6. おわりに

本稿では、地域に伝わる話のうち、「伝説」について注目をした。「伝説」は、特定の場所の「もの」や「こと」に結びつき、信じられてきた話という特徴を持つ。過去の出来事であるため、「伝説」と結びつき理解してきた場所は、それが実際にあったのかどうか、確かめられ対象として扱われる一面があった。しかし、そうではなく、「伝説」の特徴である信じられてきた話という点をふまえることで、「伝説」と結びつき理解してきた場所がどのような存在として伝えられてきたのか、そこに目を向けられることを指摘した。

それをふまえて紹介した遠野市の事例からは、「伝説」と結びつき理解してきた場所が、現在の人びとにとっても重要な場所であり、守り伝えていく対象として理解されていた様子がうかがえた。そして、遠野遺産認定制度のように住民の関与を意識した地域遺産制度では、重要な場所であるという理解を汲み入れた評価が可能となり、「伝説」と結びつき理解してきた場所を文化遺産として捉えることを可能としている点を指摘した。

このように、「伝説」のある遺跡においても、「伝説」の特徴をふまえることで、人びとにあって遺跡がどのような存在として理解され、伝えられてきたのかという一面をみることができると考えられる²³⁾。

※本稿は、令和3年（2021）3月6日に行われた日本遺跡学会オンライン研究会「遺跡のなかの民俗学」における口頭発表を加筆修正したもののです。発表ならびに議論を深める場をくださった日本遺跡学会、発表者、参加者の皆様には感謝申し上げます。

【註】

- 1) 山川志典・伊藤弘・武正憲 2017 「「地域遺産制度」の実態と成果」『ランドスケープ研究』80(5) pp.537-54、山川志典・伊藤弘 2017 「住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係—岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例として—」『都市計画論文集』52(3) pp.1206-1211、山川志典 2018 「文化遺産の保護における地域遺産制度の役割」筑波大学。
- 2) 山川志典 2020 「地域の伝承に関する文化遺産保護の新展開—研究動向と富士山麓での展望—」『環境考古学と富士山』4号 pp.86-95、山川志典 2021 「国指定天然記念物における伝承を有する植物の実態」『口承文芸研究』44号 pp.150-163。
- 3) 「昔話」「伝説」「世間話」についての説明は、大塚民俗学会編 1972 『日本民俗事典』弘文堂 p.480 「伝説」、飯倉義之 2015 「渋谷を巡るハナシと記憶—生きられる渋谷のために—」『都市民俗研究』20 pp.47-49の説明を参考にした。
- 4) 人物以外にも神仏や鬼、天狗といった人間以外の存在が起こした話も含まれる。
- 5) 「もの」「こと」が不動産を主としているのは、柳田國男の伝説の定義に寄っているところが強い。家という集団や、動産物にまつわる伝説もある。研究上の指摘は、小池淳一 1997 「〈伝説〉と〈歴史〉」『岩波講座日本文学史(第17巻)』岩波書店を参照いただきたい。
- 6) 大塚民俗学会編 1972 『日本民俗事典』弘文堂 p.480 「伝説」。
- 7) 飯倉義之 2015 「渋谷を巡るハナシと記憶—生きられる渋谷のために—」『都市民俗研究』20 p.48。
- 8) 「世間話」は「TVによく出ている○○さんはすでに死んでいて、そっくりさんが出ている」といった有名人にに関する噂話など、場所との結びつきが薄い話も含まれる。
- 9) 同論考は、1997年の刊行である。
- 10) 小池淳一 2017 「伝説という問い—その成果と可能性」『こえのことばの現在 口承文芸の歩みと展望』三弥井書店 p.87。
- 11) 室井康成 2015 『首塚・胴塚・千人塚 日本人は敗者とどう向き合ってきたのか』洋泉社 p.4。
- 12) この「「伝説」と結びつき理解されてきた場所としての遺跡」という捉え方は、土地の歴史を語る際に「史実」と「伝説」が身近な歴史の物語としてまとめられる際に用いられる「史話」(野村典彦 1998 「史話——地域を語る文芸——」『世間話研究』8号)という捉え方や、伝説の成立や変遷から各時代の特徴や地域を探る「伝説の歴史」、(齊藤純 2013 「伝説の語る「歴史」—愛知県東浦町生路井の「杖立清水」をめぐって—」『口承文芸研究』36号)、遺跡を巡る言説研究によって論じられる「遺跡化」(山泰幸 2013 「遺跡社会学の可能性」『遺跡学研究』10号)といった捉え方と、遺跡をめぐる話の歴史に注目するという点において重なる部分がある。
- 13) 「しおどり」は、それぞれ獅子踊り、鹿踊、鹿子踊など表記が異なるが、本稿において総称する際は「しお踊り」と表記した。
- 14) 遠野南部氏に仕えた宇夫方廣隆が宝暦13年(1762)に記した『遠野古事記』に「覚助」という人物が伝えたという内容が記されており、書かれたもので確認できる最も古いものとされている。(参考:遠野市文化研究センター 2015 『遠野学叢書 No.2 遠野の郷土芸能』遠野市文化研究センター pp.27-29。)
- 15) 遠野市役所 HP より転載、<https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/48,51764,303.html?KanriNo=03208S370096&mode=md>。
- 16) 遠野市役所 HP より転載、<https://www.city.tono.iwate.jp/> index.cfm/48,51764,303.html?KanriNo=03208S370096&mode=md。
- 17) 紹介文の中で登場する『遠野物語拾遺』は、『遠野物語』(明治43年(1910)刊行)の増補として、柳田國男によって昭和10年(1935)に刊行された。
- 18) なお、『遠野物語』に収録されている話は、過去の出来事であったという「伝説」とよりも、刊行当時においては同時代の話であり「世間話」として受け止められていたとみることができる。
- 19) 遠野市地域整備部都市計画課 2008 『遠野市景観計画』遠野市 p.30。
- 20) 遠野市地域整備部都市計画課 2008 『遠野市景観計画』遠野市 p.30。
- 21) 山川志典・伊藤弘 2017 「住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係—岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例として—」『都市計画論文集』52(3) pp.1206-1211。
- 22) 山川志典・伊藤弘・武正憲 2017 「「地域遺産制度」の実態と成果」『ランドスケープ研究』80(5) pp.537-554。
- 23) 十分に留意したいこととしては、面白さやこうであってほしいという理由から、関心を集めやすい話を誇張し伝えていくことを推奨したいわけではないということである。文化遺産の活用や文化財を生かした地域振興に注目が集まり、地域の「ストーリー」にも注目が集まる中、歴史学や文化財保護史の観点から偽史の扱いや観光施策と文化財保護制度のあり方については議論が重ねられている(例えば、日本遺跡学会 2020 『遺跡学研究』17号の「特集 国土をめぐる記憶の継承—史蹟名勝天然紀年物保存法100周年』の各論考など)。また、菅豊・北條勝貴 2019 『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』(勉誠出版)が提示したように、専門的な研究者だけではなく、様々な立場の人たちとどのように歴史を理解し伝えていくのかという点も重要な論点である。このような潮流において、今回示した「伝説」に注目した遺跡の理解についても、その扱い方や伝え方について、なにが適切であるのかを考え、実践をしていくことが求められると考えている。